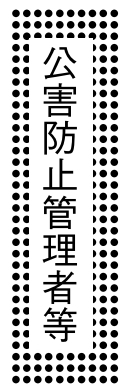


## 17. 公害防止管理者等



公害防止管理者等

## 17. 公害防止管理者等

### 概 況

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日法律第107号）については、昭和51年6月10日法律第64号により改正され、表-59の騒音・振動発生施設、汚水等排出施設（水質関係）については、公害防止管理者及び代理者を選任し、届出が義務づけされた。

本市における公害防止管理者等選任状況は、表-60のとおりである。

### (1) 選 任

#### ○ 公害防止統括者（法律第3条）

特定事業者（特定工場を設置している者）で、当該特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者である。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下である特定工場は選任する必要はない。工場長等の職責にある者が適任で、資格は不要である。

#### ○ 公害防止管理者（法律第4条）

特定事業者は、当該特定工場において技術的事項に関する業務（騒音・振動関係においては施設の配置の改善、施設の点検等。水質関係においては使用する原材料の検査、施設の点検、測定及び記録、事故時における応急の措置の実施等）を管理する者を選任しなければならない。公害防止管理者は、公害発生施設の区分ごとに選任しなければならない。施設の直接の責任者が想定され、資格を必要とする。

#### ○ 代理者（法律第6条）

特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者等が旅行、疾病、その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を行う者を選任しなければならない。

#### ○ 特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者等を選任したときは、その日から30日以内に届出しなければならない。

### (2) 選任の猶予期間

#### ○ 公害防止統括者及びその代理者は、規則第2条の規定に基づき選任の猶予期間は30日である。

#### ○ 公害防止管理者及びその代理者は、規則第5条第1項の規定に基づき選任の猶予期間は60日である。

表 - 59 騒音・振動・水質関係の公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

1 騒音関係

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場で令第1条に規定する業種に属するもの。

金属加工機械のうち

- (1) 機械プレス（呼び加圧能力が100重量トン以上のものに限る。）
- (2) 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

2 振動関係

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあって次の施設が設置されている工場で令第1条に規定する業種に属するもの。

金属加工機械のうち

- (1) 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が300重量トン以上のものに限る。）
- (2) 機械プレス（呼び加圧能力が100重量トン以上のものに限る。）
- (3) 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

3 水質関係

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第1条の規定による公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透にあって、同法第2条第2項の規定による特定施設のうち污水等排出施設（污水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場で、令第1条に規定する業種に属するもの。

水質関係第1種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が10,000m <sup>3</sup> ／日以上100,000m <sup>3</sup> ／日未満の工場に設置されるもの
水質関係第2種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が10,000m <sup>3</sup> ／日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係第3種	水質関係有害物質発生施設以外の污水等排出施設で、排出水量が10,000m <sup>3</sup> ／日以上100,000m <sup>3</sup> ／日未満の工場に設置されるもの
水質関係第4種	水質関係有害物質発生施設以外の污水等排出施設で、排出水量が1,000m <sup>3</sup> ／日以上10,000m <sup>3</sup> ／日未満の工場に設置されるもの

表 - 60 公害防止管理者等選任状況

平成19年3月31日現在

業種	特定工場数	公害防止統括者		公害防止管理者					
				騒音関係		振動関係		水質関係	
		本人	代理人	本人	代理人	本人	代理人	本人	代理人
総計	23	10	10	17	17	19	19	4	4
		9	9	12	5	13	6	4	4
9	食料品製造業	1	0	0	0	0	0	1	1
14	家具・装備品製造業	1	1	1	0	1	0	0	0
25	金属製品製造業	11	4	4	2	4	2	3	3
26	一般機械器具製造業	4	3	3	2	4	3	0	0
30	輸送用機械器具製造業	6	1	1	4	1	4	1	0

- ※ ① 業種は日本標準産業分野の中分類による  
 ② 総計の上段数字は該当する特定工場数  
 ③ 総計の下段数字は選任されている特定工場数